

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願12種類96件のうち、1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

財政構造改革の推進に関する特別措置法案は、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、財政構造改革を推進し、安心して豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現すること等の緊要な課題に十分対応できる財政構造を実現するため、財政構造改革の推進に関する国の責務及び財政構造改革の当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間（平成10年度から12年度）における主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に関する事項を定めようとするものである。

本法案については、11月7日、本会議において、趣旨説明及び質疑が行われた。

委員会においては、橋本内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、関係大臣に対する一般質疑を行ったほか、参考人からの意見聴取を行った。

委員会における質疑は、財政危機に至った原因と責任、財政構造改革の意義とその効果、法案に歳入に関する規定が含まれていない理由、集中改革期間における量的縮減目標から補正予算を除いた理由、量的縮減目標の規定と国会の予算修正権との関係、今後の財政投融资制度の在り方、経済の現状認識と景気対策、社会保障関係費の伸びの抑制が国民生活に与える影響、公共事業の生活関連分野への重点配分、地方分権の推進と税財源の配分の見直し、中小企業に対する金融支援策、ウルグァイ・ラウンド対策経費の取扱いなどのほか、私学助成、政府開発援助、防衛関係費等多岐にわたり行われた。

11月21日、質疑を終わり、討論の後、採決の結果、本法案は、多数をもって、原案どおり可決された。

なお、本法案に対し、6項目から成る附帯決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年9月29日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年11月7日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月10日（月）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、尾身経済企画庁長官、三塚大蔵大臣、島村農林水産大臣、瓦建設大臣、上杉自治大臣、藤井運輸大臣、小里総務庁長官、小淵外務大臣、堀内通商産業大臣、伊吹労働大臣、小泉厚生大臣、村岡内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行副総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

○平成9年11月11日（火）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、尾身経済企画庁長官、三塚大蔵大臣、小里総務庁長官、藤井運輸大臣、鈴木沖繩開発庁長官、島村農林水産大臣、小泉厚生大臣、瓦建設大臣、伊吹労働大臣、堀内通商産業大臣、上杉自治大臣、町村文部大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年11月12日（水）（第5回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、町村文部大臣、小泉厚生大臣、伊吹労働大臣、瓦建設大臣、村岡内閣官房長官、島村農林水産大臣、上杉自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年11月13日（木）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、上杉自治大臣、小泉厚生大臣、瓦建設大臣、島村農林水産大臣、堀内通商産業大臣、亀井国土庁長官、小里総務庁長官、尾身経済企画庁長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年11月14日（金）（第7回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（閣法第1号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、島村農林水産大臣、小泉厚生大臣、谷垣科学技術庁長官、堀内通商産業大臣、瓦建設大臣、上杉自治大臣、小淵外務大臣、村岡内閣官房長官、小里総務庁長官、自見郵政大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年11月17日（月）（第8回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（閣法第1号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、瓦建設大臣、小里総務庁長官、自見郵政大臣、藤井運輸大臣、町村文部大臣、上杉自治大臣、堀内通商産業大臣、尾身経済企画庁長官、小泉厚生大臣、久間防衛庁長官、伊吹労働大臣、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成9年11月18日（火）（第9回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（閣法第1号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

慶應義塾大学経済学部教授	島田	晴雄君
立教大学法学部教授	新藤	宗幸君
元野村総合研究所副社長	上條	俊昭君
中央大学法学部教授	貝塚	啓明君
東京国際大学経済学部教授	田尻	嗣夫君
全国保険医団体連合会副会長	鮫島	千秋君

○平成9年11月19日（水）（第10回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（閣法第1号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、三塚大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、堀内通商産業大臣、小淵外務大臣、久間防衛庁長官、上杉自治大臣、瓦建設大臣、伊吹労働大臣、町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年11月20日（木）（第11回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（閣法第1号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、上杉自治大臣、三塚大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、小淵外務大臣、久間防衛庁長官、堀内通商産業大臣、自見郵政大臣、瓦建設大臣、伊吹労働大臣、黒澤参議院事務総長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年11月21日（金）（第12回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、小泉厚生大臣、小淵外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第1号） 賛成会派 自民、社民、二院

反対会派 平成、民緑、共産、自由、新社

なお、附帯決議を行った。

○平成9年12月12日（金）（第13回）

- 請願第412号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第23号外94件を審査した。
- 行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）

【要 旨】

本法律案は、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、財政構造改革の推進に関する国の責務及び財政構造改革の当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間（平成10年度から12年度）における主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

第1 総則

- 1 国は、財政構造改革を推進する責務を有することとする。
 - 2 財政構造改革の当面の目標（平成15年度まで）は、次のとおりとする。
 - (1) 一会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比を100分の3以下とすること。
 - (2) 一般会計の歳出は、特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとし、平成15年度の公債依存度を平成9年度に比べて引き下げる。
- 3 国の財政運営の当面の方針
 - (1) 国は、一般歳出の額を抑制するとともに、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進すること。

(2) 政府は、平成10年度当初予算の一般歳出の額が平成9年度当初予算の額を下回るようにすること。

第2 各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等

1 社会保障

(1) 政府は、社会保障制度の構造改革を進め、社会保障関係費の増加額をできる限り抑制すること。

(2) 政府は、平成10年度当初予算の社会保障関係費の額が平成9年度当初予算の額に3,000億円を加算した額を下回るようにすること。また、平成11年度・12年度の当初予算の社会保障関係費の額が前年度の当初予算の額におおむね100分の102を乗じた額を上回らないようにすること。

(3) 政府は、医療保険制度等改革、年金制度改革等について検討を行い、必要な措置を講ずること。

2 公共投資

(1) 政府は、公共事業に係る予算について、重点化及び効率化を図ること。

(2) 政府は、平成10年度当初予算の公共投資関係費の額が平成9年度当初予算の額に100分の93を乗じた額を上回らないようにすること。また、平成11年度・12年度の当初予算の公共投資関係費の額が前年度の当初予算の額を下回るようにすること。

(3) 政府は、公共事業計画について、各計画を、長期の計画に改定し又は前の計画の期間に比べて長期とすること等により策定することにより、各計画の1箇年当たり平均事業量を抑制すること。

3 文教

(1) 政府は、文教予算について、義務教育及び国立学校に対する一般会計の負担並びに私立学校に対する助成等の在り方について見直し、抑制すること。

(2) 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算（以下「「当初予算」」という。）の国立学校特別会計法の規定による一般会計からの繰入金額及び私立学校に対する経常費補助金の総額がそれぞれ前年度の当初予算における総額を上回らないようにすること。

(3) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律附則の規定による経過措置の終了に伴い講ずるものとされる財政上の措置は、平成12年度までの間に講ずるものとし、国及び地方公共団体の負担を抑制すること。

4 防衛

- (1) 政府は、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、抑制すること。
- (2) 政府は、「当初予算」の防衛関係費の額が前年度の当初予算の額を上回らないようにすること。

5 政府開発援助

- (1) 政府は、政府開発援助について、その量的拡充から質の向上への転換を図ること。
- (2) 政府は、平成10年度当初予算の政府開発援助費の額が平成9年度当初予算の額に10分の9を乗じた額を上回らないようにすること。また、平成11年・12年度の当初予算の政府開発援助費の額が前年度の当初予算の額を下回るようにすること。

6 農林水産

- (1) 政府は、農林水産関係予算について、重点化及び効率化を図ること。
- (2) 政府は、「当初予算」の主要食糧関係費の額が前年度の当初予算の額を上回らないようにすること。

7 科学技術

- (1) 政府は、科学技術基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発及び防衛に係る研究に関する経費等を極力抑制するとともに、弾力的な取扱いを行うこと。また、科学技術振興費について、重点化及び効率化を進めるとともに、これ以外の経費との均衡に配慮すること。
- (2) 政府は、平成10年度当初予算の科学技術振興費の額が平成9年度当初予算の額におおむね100分の105を乗じた額を上回らないようにすること。また、平成11年度・12年度の当初予算の科学技術振興費の額の前年度の当初予算の額に対する増加額をできる限り抑制すること。
- (3) 政府は、集中改革期間中に、国の試験研究機関等の統合又は廃止に関する計画を作成すること。

8 エネルギー対策

- (1) 政府は、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計から同特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定への繰入額を縮減するとともに、電源開発促進対策特別会計のすべての歳出を見直し、電源立地対策等の一層の効率化を行うこと。
- (2) 政府は、「当初予算」のエネルギー対策費の額が前年度の当初予算額を上回らないようにすること。

9 中小企業対策

- (1) 政府は、中小企業対策費について、すべての歳出を見直すこと。
- (2) 政府は、「当初予算」の中小企業対策費の額が前年度の当初予算額を上回らないようにすること。

10 人件費の抑制

政府は、集中改革期間中、適切な措置を講ずることにより、人件費の総額を極力抑制すること。

11 その他の事項に係る経費の抑制

政府は、「当初予算」の一般歳出のうち、1から10に掲げる経費以外の経費の総額が前年度の当初予算の総額を極力上回らないよう、抑制すること。

12 補助金等の見直し

- (1) 国は、すべての分野において、国の補助金等に関する見直しを行うこと。
- (2) 政府は、一般会計予算に計上される補助金等（以下「補助金等」という。）であって地方公共団体に対して交付されるもののうち、国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの等に該当する制度等見直し対象補助金等については、削減又は合理化を図ること。また、「当初予算」のその他補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額が前年度の当初予算における合算額に10分の9を乗じた額を上回らないようにすること。
- (3) 政府は、特殊法人等に対して交付される「補助金等」について、削減又は合理化を図ること。
- (4) 政府は、「補助金等」であって地方公共団体及び特殊法人等以外の方に対して交付される補助金等のうち、制度等見直し対象補助金等については、削減又は合理化を図ること。また、「当初予算」のその他補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額が前年度の当初予算における合算額に10分の9を乗じた額を上回らないようにすること。
- (5) 各省各庁の長は、補助金等の交付決定額等の下限を定めること等の措置を講ずること。

第3 地方財政の健全化

- 1 地方公共団体は、財政構造改革に努め、その財政の自主的かつ自立的な健全化を図ること。
- 2 政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、適切に行政上及び財政上の措置を講ずること。

- 3 政府は、地方一般歳出の額が抑制されたものとなるよう必要な措置を講ずること。また、平成10年度地方財政計画の地方一般歳出の額が平成9年度の額を下回るよう必要な措置を講ずること。

第4 その他

- 1 政府は、財政構造改革の当面の目標の達成のため必要があると認めるときは、更なる歳出の改革と縮減のための措置を講ずること。
2 本法は、公布の日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、本法施行に関し、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 財政構造改革の推進に当たっては、各分野における改革の内容を国民に明らかにし、その理解を得るよう努めること。
- 一 財政構造の見直しを行うに当たっては、一般会計のみならず、特別会計、財政投融资にかかわる諸問題を含め、幅広く検討すること。また、財政に関する情報を積極的に開示するよう努めること。
- 一 現下の厳しい経済状況にかんがみ、我が国経済の成長力を高めるよう、財政構造改革との整合性を維持しつつ、経済構造改革を推進すること。
- 一 今後の歳出の縮減及び制度改革の検討に当たっては、国民生活への影響に十分配慮すること。
- 一 限られた予算を有効に活用する見地から、財政資金の重点的な配分と効率的な執行に努めること。
- 一 地方分権の着実な実行が期待されていることにかんがみ、地方の財政構造改革の推進に当たっては、地方公共団体の自主的かつ自立的な行財政運営が可能となる環境の整備に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	財政構造改革の推進に関する特別措置法案	衆	9. 9. 29	9. 11. 7	9. 11. 21 可決 附帯決議	9. 11. 28 可決	9. 10. 17 財政構造 改革推進 等特委	9. 11. 5 可決	9. 11. 6 可決
				○9. 11. 7 参本会議趣旨説明			○9. 10. 17 衆本会議趣旨説明		